

小口貸付資金について

目的

生活が困窮している世帯に対し生活の安定・向上・自立の促進のために、無利子で貸付を行うことを目的としている事業です。

対象

佐野市に住民登録し、3カ月以上居住している世帯であり、今後も佐野市に1年以上居住する見込みのある世帯とし、申請者は世帯の生計中心者とします。

条件

※次のすべての条件を満たす場合とします。

1. 借入理由、生活状況などについて、本会が貸付を適当と認めること
2. 連帯保証人1名（別世帯で一定以上の収入がある方）が付けられること
3. 居住する地域の担当民生委員が借入理由を認め、申請書裏面の民生委員意見書欄に署名、押印してもらうこと

貸付内容

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| 1. 貸付限度額 | …………… | 30,000円まで |
| 2. 返済期限 | …………… | 返済開始後1年以内 |
| 3. 返済方法 | …………… | 最長12回払い |
| 4. 返済猶予期間 | …………… | 貸付後1か月 |
| 5. 貸付利子 | …………… | 無利子 |

※なお、貸付までには申請から約1週間程度かかります。

民生委員の役割

借入申込時に申請書裏面の意見書を作成し、借入世帯を把握します。

借入世帯に対し、生活の安定・向上のため、必要に応じて世帯状況の把握や償還指導や生活援助指導を行います。

手 続 き

- ① お近くの社会福祉協議会事務所へご相談いただき、本会が貸付可能と判断した場合に限り、申請書をお渡しします。
- ② 申請者及び連帯保証人は、申請書の所定欄を記入した後、申請書裏面に居住地を担当する民生委員から意見書を記入してもらい、社会福祉協議会に提出します。
- ③ 提出された申請書及び添付資料をもとに社会福祉協議会で審査し、決定します。
- ④ 決定後、借用書を記入していただき、現金での貸付となります。
- ⑤ 返済は貸付から1ヶ月後より申請書の返済計画にもとづき、毎月の分割返済となります。
- ⑥ なお、返済計画よりも繰り上げて返済することは可能です。

返済が計画よりも遅れる場合は、必ずご相談ください。

社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

〈佐野本所〉 佐野市大橋町3212-27
電話0283-22-8100 FAX0283-22-8199

〈田沼支所〉 佐野市戸奈良町1番地1 田沼中央公民館内
電話0283-61-1139 FAX0283-62-5695

〈葛生支所〉 佐野市あくど町3084番地 葛生あくど保健センター内
電話0283-86-2940 FAX0283-86-2941